



解雇、配置転換、賃下げ、セクハラなど 職場のトラブル相談

岐阜労働局

無料で個別労働問題の解決援助サービスを提供するセーフティ・ネット「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行されています。

岐阜労働局では、この法律に基づき労働者と事業主間のトラブルの円滑解決をお手伝いします。

本制度についてのお問い合わせは、岐阜労働局総務部企画室（☎245-8124）もしくは最寄りの総合労働相談コーナー（岐阜、大垣、高山、多治見及び関労働基準監督署内に設置）

年賀はがき予約受付中

郵便局では18年用年賀はがきのご予約を受け付けております。

ご家庭用パソコンで印刷できる「写真用はがき」新発売

【予約期間】10月31日（月）まで

【予約先】笠松町内郵便局・切手類販売所

【引き換え】11月1日（火）から

【問合せ先】笠松郵便局 0120-171-189

高齢者を扶養している方が受けられる所得税特例

配偶者控除や扶養控除の対象となる親族が、70歳以上（平成17年分の所得税については、昭和11年1月1日以前に生まれた方）の場合は、通常より多い控除額が所得金額から差し引かれます。

(1)配偶者控除

通常の38万円に代えて48万円が所得金額から差し引かれます。

(2)扶養控除

通常の38万円に代えて48万円が所得金額から差し引かれます。

なお、納税者やその配偶者の父母や祖父母（老親等）と同居しているときの扶養控除は、更に10万円を加算した58万円が所得金額から差し引かれます。

国民年金・厚生年金などの公的年金等や生命保険契約等に基づく年金を受け取ったときは、雑所得になります。

一定の金額を超える公的年金等や生命保険契約等に基づく年金を受け取る際には、所得税が源泉徴収されていますので、確定申告で精算することになります。

【ご注意ください】

平成17年分の所得税の確定申告からは、これまで65歳以上の方が適用できた「老年者控除」が廃止されました。

また、65歳以上の方の公的年金等に係る雑所得の計算方法が変わりました。

～詳しくは、岐阜南税務署（☎271-1111）へお尋ねください。

自衛隊生徒募集

自衛隊岐阜地方連絡部各務原事務所

【募集種目】自衛隊生徒

【対象】17歳未満の中学校卒業（見込みを含む。）のかた

【受付期間】11月1日から平成18年1月10日

【試験日】1次試験 平成18年1月14日

2次試験 平成18年1月27日～30日

【問合せ先】自衛隊岐阜地方連絡部各務原事務所

☎0583-83-5118

第9回かさまつ文芸祭開催

笠松町文化協会では「第9回かさまつ文芸祭」を開催します

【月 日】10月23日(日)

午後1時～4時30分

(午後0時30分受付開始)

【場 所】中央公民館

【内 容】

○歌会および句会

午後1時～2時30分

○表彰式と全体会

午後2時40分～4時30分

「いきいき健康・福祉・美容フェア&メッセinぎふ」開催概要

【月 日】平成17年11月5日(土)～6日(日)

【時 間】午前10時～午後4時30分

【場 所】岐阜メモリアルセンター

で愛ドーム・体育室

岐阜市長良福光大野2675-28 ☎233-8822

【内 容】●五感の刺激を通じた健康法の体験

●健康・福祉・美容関連商品の展示と販売

●岐阜ラジオ公開生放送

(5日)ゲスト 松原のぶえ (6日)ゲスト 未定

【入場料】無料

【問合せ先】(財)岐阜県健康長寿財団 企画情報課

担当：桐谷

☎273-1456 (内線477)